

他都市（会津若松市・さいたま市・名古屋市）の議会基本条例について

1 各条例（条文は、別紙のとおり）

- (1) 会津若松市議会基本条例（平成20年6月23日条例第19号）
- (2) さいたま市議会基本条例（平成21年12月24日条例第55号）
- (3) 名古屋市議会基本条例（平成22年3月29日条例第14号）

2 主な特徴

- (1) 会津若松市
 - ・ 議会の審議結果等についての市民への報告と共に、政策形成に関する市民との意見交換会の開催を義務付けている。
 - ・ 会派の結成を原則として義務付けている（他の自治体では、「会派を結成することができる」との規定が多い。）。
- (2) さいたま市
 - ・ 区の行政について検討する場を設けることができるとの規定が、特徴的である。
- (3) 名古屋市
 - ・ 市民議会演説制度（名古屋市会市民3分間議会演説制度）は、名古屋市会の独自の取組である。
 - ・ 市長等の執行機関に対して、議会の政策提言の趣旨の尊重を義務付けている。

3 議会基本条例制定までの経過

(1) 会津若松市

- | | |
|----------------|---|
| 平成19年7月 | 議会制度検討委員会を設置。議長から委員会に対して「議会基本条例に関すること」を含む5項目を諮問。会議は公開。 |
| 7月
～平成20年5月 | 委員会を19回開催。この間、全員協議会を4回開催。 |
| 平成19年10月 | 委員会に外部委員（市民委員1名、学識経験者委員1名）を委嘱（議員7名と合わせて9名の委員で構成）
「議会基本条例セミナー」の開催（大学教授） |
| 11月 | 「先進事例研究会・講演会」の開催（前伊賀市議会議長）
市議会ホームページ上でパブリックコメントを実施。 |

平成 20 年 4 月～5 月 3 日間にわたり基本条例素案等について市民との意見交換会を開催

5 月 委員長から議長に条例（原案）を答申

5 月 30 日 全会一致で可決

(2) さいたま市

平成 20 年 2 月 議会改革推進検討特別委員会を設置

4 月 議会改革推進検討特別委員会を 25 回開催（平成 21 年 7 月に議会改革推進特別委員会に改称）

10 月 1 日～30 日 「(仮称) さいたま市議会基本条例（素案）」に対するパブリックコメントを実施

10 月 9 日 条例（素案）の周知も兼ね、「さいたま市議会オープン議会」をさいたま市議会議場において開催

12 月 賛成多数（無所属 1 名が反対）で可決

(3) 名古屋市

平成 21 年 12 月 議会基本条例制定研究会（正副議長及び各会派の議員 3 名ずつの計 14 名で構成）を設置。会議は公開。

12 月 研究会を 9 回開催。この間、学識経験者による基調講演を
～平成 22 年 3 月 3 回、東京財団による勉強会を 1 回実施。

2 月 議会基本条例制定研究会の議会基本条例「座長案」の提示後、同研究会に分科会（各会派が推薦する議員 2 名ずつの計 8 名で構成）をテーマ別に三つ設置し、会議を 10 回開催。各分科会がそれぞれ「分科会長案」を策定した。

平成 22 年 3 月 「座長案」と各「分科会長案」を合わせて、「基本条例制定研究会中間報告書」とし、当該報告書に対して、市民意見を聴く「パブリックヒアリング」を実施

3 月 4 日～12 日 上記の報告書に対するパブリックコメントを実施

3 月 19 日 全会一致で可決

4 議会基本条例に対する評価

議会基本条例に対する評価は、一般的に、次の項目に照らして、判断されている。

評価項目	会津若松市	さいたま市	名古屋市
市民参加の推進	○	○	○
開かれた議会(情報の公開)	○	○	○
議案に対する議員ごとの賛否の公表	×	×	○ (重要な議案)
議会報告会・意見交換会の実施	○	×	○
請願者・陳述者による意見陳述	○	×	○
議員間の自由討議	○	○	○
一問一答方式の導入	×	○	○
議員の質疑・質問に対する反問権・質問趣旨確認権の付与	○ (反問権)	○ (質問趣旨確認権)	○ (質問趣旨確認権)
専門的知見の活用, 調査機関・附属機関の設置	○	○	○

○：規定あり，×：規定なし

5 条例制定後の活動等

(1) 会津若松市

- ・ 条例に規定する「市民との意見交換会」、「広報広聴委員会」、「政策討論会」により、議会としての政策形成サイクルの確立・実践を進めている。
- ・ 議員定数及び議員報酬について、議員間で議論するとともに、市民との意見交換会（5回）も開催して検討を行い、平成22年12月に据え置きを決定した。

(2) さいたま市

- ・ 議会基本条例第25条（議決事件の拡大）の規定の趣旨に則り、「さいたま市議会の議決すべき事件等に関する条例」を制定した（平成22年10月1日施行）。

(3) 名古屋市

- ・ 名古屋市会は、河村市長の就任（平成21年4月）をきっかけに急速に活動を活発化させ、議会改革にも真剣に取り組み始めたと言われている。
- ・ 政令指定都市で初めての議会報告会を開催したが、2回目の議会報告会開催は、河村市長に補正予算計上を拒否されたため、開催できていない。
- ・ 雑誌『日経グローバル』は、「二元代表制は、首長と議会がそれぞれどれだけ住民の意思を汲み上げ、理解を得られるかの競争だが、議会報告会は民意と結びつくための有効なツール（道具）であることをこの事例は示している。」と論評している（『日経グローバル』No.152 平成22年7月19日）。